

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等の一部改正
(県例規集登載)

建築指導課

- 優良図書の推奨

男女共同参画青少年課

- 有害図書の指定

〃

- 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

- 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定

防災砂防課

【公告】

- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

治山課

- 公共測量の実施

〃 監理課

【内水面漁場管理委員会】

- 岡山県内水面漁場管理委員会公聴会の開催

内水面漁場管理委員会

- 第二百四十四回岡山県内水面漁場管理委員会開催

〃 委員会

令和4年12月6日 岡山県公報 第12454号

◎岡山県告示第五百五号

岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等（平成二十八年岡山県告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第七条第一項中「（条例第二条第一項第七号の申請の場合に限る。）は、基準省令第一条第一項第二号イ(3)及びロ(3)」を「は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 条例第二条第一項第三号の申請 基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準

二 条例第二条第一項第七号の申請 基準省令第一条第一項第二号イ(3)及びロ(3)に定める基準

第七条第二項第一号中「第十条第二号」を「第十条第二号イ(1)及びロ(1)」に改め、同項第二号中「同号イ(1)ii)及びロ(1)に定める基準、同号イ(2)ii)」を「同号イ(2)」に改め、同条第三項中「第一条第一項第二号イ(2)i)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改める。

第八条第一項中「（条例第二条第一項第七号の申請の場合に限る。）は、基準省令第一条第一項第二号イ(3)及びロ(3)」を「は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 条例第二条第一項第三号の申請 基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準

二 条例第二条第一項第七号の申請 基準省令第一条第一項第二号イ(3)及びロ(3)に定める基準

第八条第二項第一号中「第十条第二号」を「第十条第二号イ(1)及びロ(1)」に改め、同項第二号中「第十条第二号」を「第十条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準」に改め、同項第三号中「同号イ(2)i)」を「同号イ(2)」に改め、同項第四号中「第一条第一項第二号」を「第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準」に、「同項第二号イ(2)i)」を「同項第二号イ(2)」に改め、同条第三項中「第一条第一項第二号イ(2)ii)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和4年12月6日 岡山県公報 第12454号

◎岡山県告示第五百六号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和四年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作 者	発 行 所	対 象
1	ぼっかーん！	砂糖ゆき	作	エンブックス	幼 児
2	なにになれちやう？	チヨールヒカル	著	白 泉 社	”
3	わたしがいいじわるオオカミになった日	アメリカ・ジヤザナー	文	バイ インターナショナル	”
4	1まいのがようし	アニック・マソン	絵		
5	津田梅子 女子教育のとびらを開く	ふしみみさを	訳		
6	チヤコという犬がいた	長 坂 真 護	作	あ かね 書 房	小 学 生 (中)
7	ラスト・チェリー・ゾロツサム わたしのヒロシマ	高 橋 う ら ら	文	講 談 社	” (中)
8	かわいい子ランキンゾ	た な か ち ゅ み	著	みらいパブリッシング	小 学 生 (高)
9	満天i n サマラフゲーム	キヤサリン・バーキンショー	作	ほ る ぶ 出 版	” (高)
		吉 井 知 代 子	訳		
		フリジット・ヤング	作	ほ る ぶ 出 版	中 学 生
		三 辺 律 子	訳		
		長 谷 川 ま り る	作	講 談 社	”

令和4年12月6日 岡山県公報 第12454号

◎岡山県告示第五百七号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和四年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	実話ナックルズ GOLD Vol. 29	大洋図書
2	雑誌	週刊実話 ザ・タブー 12月9日号	日本ジャーナル出版
3	雑誌	エキサイティングナックルズ!ハイグレードVol. 4	文友舎
4	雑誌	芸能界ヤバ過ぎる衝撃の歴史史完全解禁	ブレイクハウス
5	雑誌	恋愛白書パステル 2022年12月号	宙おおぞら出版

令和4年12月6日 岡山県公報 第12454号

◎岡山県告示第五百八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和四年十二月六日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こもれび

2 所在地

井原市下出部町一丁目一四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社こもれび

2 主たる事務所の所在地

井原市井原町二一九一番地

三 指定年月日

令和四年十二月一日

四 事業所番号

三三五〇七〇〇〇七〇

五 サービスの種類

居宅訪問型児童発達支援

◎岡山県告示第五百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和四年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

美作市

二 事業の種類

美作市新庁舎整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県美作市北山字立途地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

美作市新庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である美作市は、本件事業の施行に当たり美作市本庁舎整備基本構想及び美作市本庁舎整備基本計画を策定しており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、建物及び設備の老朽化、耐震性能の不足、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に位置することによる災害時の脆弱性、施設面積が狭隘で複数の部署が他の施設に分散配置されていることによる業務効率及び市民サービスの低下が課題となっている本庁舎を、浸水害のリスクが低く交通便利性の高い場所に移転整備するものであり、新庁舎は耐震性を有し、行政機能の集約に必要な施設面積を確保した建物とすることで、防災拠点機能の強化、行政事務の効率化、市民の利便性向上に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、美作市庁舎整備検討市民委員会の建議、平成三十年十二月定例美作市議会における「美作市役所庁舎建設促進に関する決議」等を踏まえ、①災害リスクが低い場所であって、災害時に拠点機能を十分発揮できること、②市民の来庁アクセスがよく、周辺道路や駐車場の利便性がよいこと、③事業費が低廉で経済合理性が図られること、④造成工期が短く財政負担が抑えられることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっておらず、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、建物・施設の老朽化、災害時の脆弱性、行政機能の分散等本庁舎の抱える課題を改善するため新庁舎を移転整備するものであり、令和三年六月美作市議会定例会で「美作市総合防災施設整備の推進に関する条例」が制定されていることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

美作市総務部危機管理室

令和4年12月6日 岡山県公報 第12454号

◎岡山県告示第五百十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
 その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

長保地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標
 柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県奈義町皆木字長保ハン田川手	二六三番一	一号
字長保丸山根	二六〇番二	二号
字長保丸山北	二六五番一	三号
字長保休堂	二二六番	四号から九号まで
字長保	二三〇番一	十号
〃	二三一番	十一号及び十二号
〃	二三〇番	十三号
地先道路敷		
字長保家ノ上	二二〇番	十四号から十七号まで
〃	二〇七番一	二十七号
字長保上ノ山北	二二一番	十八号
字長保上エノ山南	二〇〇番	十九号から二十一号まで
字長保ソラ	一九九番	二十二号
字長保南	二〇三番	二十三号
〃	二〇四番一	二十四号から二十六号まで
字長保前河原	二〇八番四	二十八号及び二十九号
〃	二一〇番	三十号
〃	二一三番	三十一号
地先道路敷		
字長保前	二三四番	三十二号
字長保古屋敷	二三二番	三十三号
字長保森ノ下夕	二三五番	三十四号
字長保半田	二五三番一	三十五号及び三十六号

令和4年12月6日 岡山県公報 第12454号

〔五八九〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和四年十二月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

高梁二九	番 登 号 録	
湯浅 延子	名 氏 称 名 又 は	生 産 事 業 者
七	住 所	高梁市有漢町上有漢七五九
苗木育成	内 生 容 産 事 業 の	幼苗以外の
同じ	所 名 在 称 地 及 地 び	湯浅延子苗畑住所地に

令和4年12月6日 岡山県公報 第12454号

〔五九〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市真備町妹地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年十一月二十八日から令和五年二月二十八日まで	測量期間

令和4年12月6日 岡山県公報 第12454号

〔五九一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市日生町日生 地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和四年十二月十二日から 令和五年十二月十六日まで	測量期間

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、職業（漁業者の場合は、従事する漁業）及び意見の要旨を令和四年十二月十六日までに書面をもって、当委員会事務局（岡山市北区内山下二丁目四番六号岡山県庁内）へ提出すること。

また、漁場計画案は、当委員会事務局、各県民局、関係市町村及び関係漁業協同組合に備え置き一般の縦覧に供する。

令和四年十二月六日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時 令和四年十二月二十日（火）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 案件 内水面漁業権一斉切替に係る漁場計画案について

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第四号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百四十四回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和四年十二月六日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 加藤卓夫

一 日時 令和四年十二月二十日（火）

午後一時四十分から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 公聴会の意見取りまとめについて

第二号議案 漁場計画案の承認について

第三号議案 令和五年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示量について